

各事業主団体の長 様  
各労働組合の長 様

島根労働局雇用環境・均等室長



「職場のハラスメント撲滅月間」の実施について(周知協力依頼)

平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

職場におけるハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法により、それぞれセクシュアルハラスメントと妊娠・出産等のハラスメント、育児・介護休業の申出等に係るハラスメント、パワーハラスメントについて、各ハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられています。

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため集中的な広報を実施しております。

島根労働局においては、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントや不利益取扱いの相談はもとより、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為(いわゆるカスタマーハラスメント)に関する相談、就職活動中の学生からのセクシュアルハラスメントに関する相談、職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談に対応しております。職場におけるハラスメントや不利益取扱いに関する相談は、当局もしくは各労働基準監督署の相談窓口を御教示いただきますようお願いいたします。

また、令和7年6月11日に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント(いわゆる「就活セクハラ」)の防止が事業主の義務となります(施行日は、公布の日から起算して1年6月以内に政令で定める日)。改正内容については、今後、当局ホームページなどでお知らせいたします。

なお、事業主団体や労働組合等で開催される事業主向けの研修や会議等において、ハラスメント防止対策の説明機会がございましたら、当局から講師を派遣いたしますので、御連絡いただきますようお願いいたします。

[別添]

- ・「ハラスメント相談窓口」ちらし
- ・「12月はハラスメント撲滅月間です!!」ちらし

問合せ先：島根労働局 雇用環境・均等室 電話 0852-31-1161  
〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5階